



2022年9月21日

各 位

会 社 名 東 和 薬 品 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 吉 田 逸 郎
(コード番号 4553 東証プライム)
問 合 せ 先 取 締 役 田 中 政 男
(TEL 06-6900-9102)

損害賠償請求訴訟（控訴審）における勝訴判決のお知らせ

当社は、2022年5月24日付「当社に対する控訴の提起に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、2022年3月24日付の東京地方裁判所による当社勝訴判決に対して控訴の提起を受けておりましたが、控訴審においても再び勝訴判決を受けたことをお知らせします。

記

1. 判決をした裁判所及び年月日

- (1) 判決をした裁判所：知的財産高等裁判所
- (2) 判決日：2022年9月21日

2. 訴訟の原因及び判決に至った経緯

興和株式会社（以下「興和」）は、ピタバスタチン Ca・OD 錠 1mg/2mg/4mg 「トーワ」（以下「当社製品」）の製造販売が同社の製剤特許（特許第 5190159 号）（以下「本件特許権」）を侵害するものとして、2018年6月以降、数次にわたり当社に対し損害賠償請求訴訟（請求総額 約 188 億円）を提起しておりました。東京地方裁判所は、併合審理のうえ、本年3月24日付の一審判決にて興和の請求を棄却し、興和が当該判決を不服として控訴を提起しておりました。

3. 訴訟を提起した者の概要

- (1) 名称：興和株式会社
- (2) 所在地：愛知県名古屋市中区錦三丁目6番29号
- (3) 代表者の役職・氏名：代表取締役社長 三輪芳弘

4. 判決内容

本件特許権が無効とされるべきものとの判断に基づき興和の請求を棄却した一審判決を支持する内容です。

5. 今後の見通し

今後、興和が上告した場合は、別に特許庁において係属中の無効審判請求と並行して、引き続き当社の主張が認められるように対応して参ります。

以 上